

令和3年度 高齢者虐待の報告

(兵庫県)

平成18年4月に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）」が施行されました。

これにより、各市町では関係機関との連携の上、高齢者虐待防止法に基づき高齢者虐待の防止体制の構築、相談・通報への対応等を行っています。

令和3年度の対応状況等を以下のとおり公表します。

概要は、以下のとおりです。

【養介護施設従事者等による虐待】

- ・市町には、157件の相談・通報が寄せられ、事実確認調査の結果、28件の高齢者虐待が認められました。令和2年度と比較すると、相談・通報件数は26件増加、虐待件数は8件増加しました。
- ・被虐待者の約8割は女性で、虐待の種別では、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待・経済的虐待が多く認められました。

【養護者による虐待】

- ・1,928件の相談・通報が寄せられ、事実確認調査の結果、765件の虐待が認められました。令和2年度と比較すると、相談・通報件数は40件減少、虐待件数は37件減少しました。
- ・被虐待者の7割以上が女性で、虐待の種別では、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待が多く認められました。
- ・虐待をしていた養護者は、息子が3割以上にのぼり、次いで夫が2割以上と多くを占めました。
- ・被虐待高齢者のうち、約8割が要介護認定を受けており、そのうち認知症（認知症日常生活自立度Ⅱ～Ⅳ）は約7割の方に認められました。

【市町の高齢者虐待防止に係る体制整備】

- ・虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言、高齢者虐待の対応窓口の住民への周知、高齢者虐待対応のマニュアル等の作成や必要な支援を利用していない高齢者の権利擁護を図る早期発見の取組や相談等が高い実施率となっています。

〔県の取組〕

兵庫県では、高齢者虐待の早期発見・予防及び虐待事案への迅速かつ適切な対応を図るため、次の事業を実施しています。

(1) 高齢者虐待対応力向上研修

市町職員、地域包括支援センター職員、養介護施設従事者等を対象に、高齢者虐待を早期に発見し、予防的に対応できるよう、資質向上に資する研修を実施しています。

(2) 権利擁護相談窓口の設置

市町単独では対応が困難な事例に対して、弁護士等による権利擁護相談窓口を設置し、市町及び地域包括支援センターを支援しています。

(3) その他の取組

家庭介護者を対象とする「介護技術講習会」を実施し、虐待の主な発生要因とされる不適切な介護技術や知識の不足、介護疲れや介護ストレスの解消に努めています。

令和3年度高齢者虐待の状況に関する詳細は、以下のとおりです。

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

令和3年度、兵庫県では28件の養介護施設従事者等による虐待事例がありました。被虐待者は、男性5名・女性28名の計33名でした。

市町への相談・通報件数		157件	
虐待の事実が認められた事例		28件	
被虐待者数		33名	
虐待があった施設・事業所の種別	特別養護老人ホーム	14か所	
	介護老人保健施設	2か所	
	認知症グループホーム	5か所	
	有料老人ホーム	2か所	
	小規模多機能型居宅介護等	0か所	
	軽費老人ホーム	0か所	
	訪問介護等	4か所	
	通所介護等	0か所	
	居宅介護支援等	0か所	
	短期入所施設	1か所	
虐待を行った職員の職種 (複数回答)	介護職(介護福祉士)	6名	
	介護職(介護福祉士以外及び不明)	17名	
	看護職	0名	
	管理職・経営者・開設者	3名	
	その他	1名	
被虐待高齢者の状況	性別	男性	5名
		女性	28名
	年齢	65歳未満障害者	1名
		65～69歳	1名
		70～74歳	1名
		75～79歳	1名
		80～84歳	7名
		85～89歳	10名
		90～94歳	6名
		95～99歳	5名
		100歳以上	0名
		その他・不明	1名
	要介護状態区分	要支援1	0名
		要支援2	0名
		要介護1	2名
		要介護2	5名
		要介護3	9名
		要介護4	12名
		要介護5	3名
その他・不明		2名	
虐待の種別・類型 (複数回答)	身体的虐待	20件	
	介護・世話の放棄・放任	0件	
	心理的虐待	12件	
	性的虐待	1件	
	経済的虐待	3件	
老人福祉法、介護保険法上の 権限行使以外で市町が行った対応 (複数回答)	施設等に対する指導	12件	
	施設等からの改善計画の提出依頼	17件	
	虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導	6件	
当該養介護施設等に おいて行われた改善措置 (複数回答)	市町への改善計画の提出	22件	
	老人福祉法、介護保険法の規定に基づく 勧告・命令等への対応	0件	

2 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談の状況

令和3年度は、高齢者虐待に関する1,928件の相談・通報がありました。相談・通報者は、警察が最も多く、次いで介護支援専門員、家族・親族の順となっています。

相談・通報があった事例に対して、訪問調査、高齢者虐待防止法に基づく立入調査等により事実確認が行われましたが、それらの事実確認の結果、765件・775人について虐待が認められました。

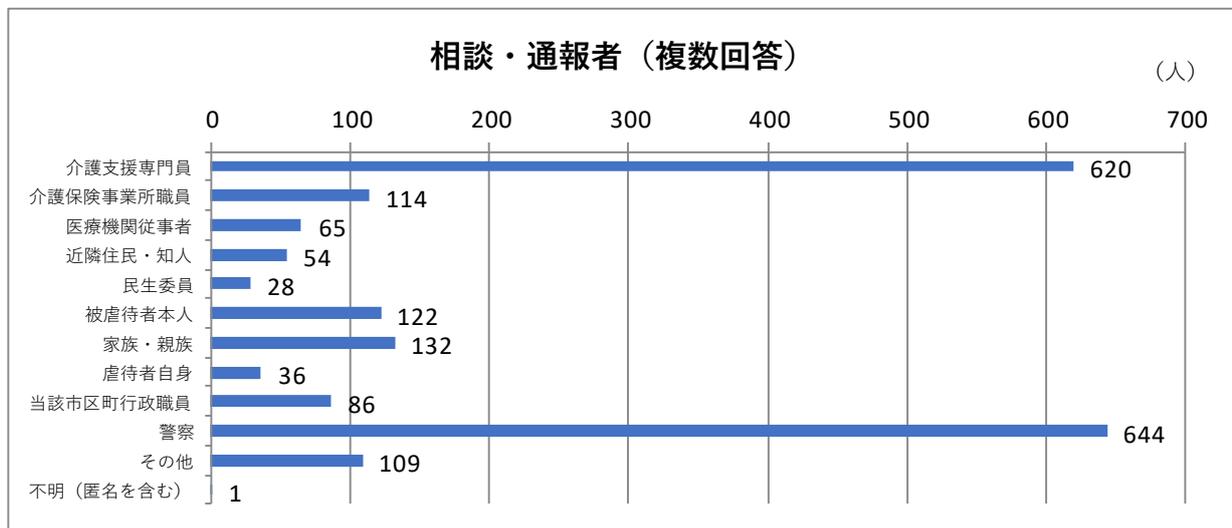
虐待の種別では、身体的虐待が最も多く、6割以上の事例で見られました。

① 相談・通報件数

相談・通報件数	1,928件
---------	--------

② 相談・通報者（複数回答）

介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市区町行政職員	警察	その他	不明
620人	114人	65人	54人	28人	122人	132人	36人	86人	644人	109人	1人
30.8%	5.7%	3.2%	2.7%	1.4%	6.1%	6.6%	1.8%	4.3%	32.0%	5.4%	0.1%



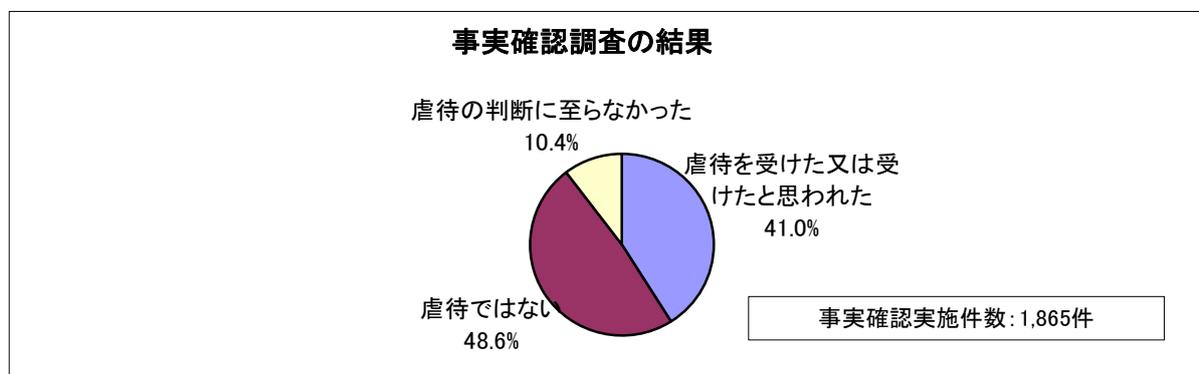
③ 事実確認の状況

事実確認調査を行った事例	1,865件
立入調査以外の方法により調査を行った事例	1,862件
訪問調査を行った事例	1,316件
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	546件
立入調査により調査を行った事例	3件
警察が同行した事例	3件
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0件
援助要請をしなかった事例	0件
事実確認調査を行っていない事例	152件
明らかに虐待ではなく調査不要と判断した事例	119件
後日、調査実施予定又は調査の要否を検討中の事例	33件
合計	2,017件

※年度内に通報等を受理した事例及び年度以前に通報等を受理し、事実確認が当該年度となった事例について集計

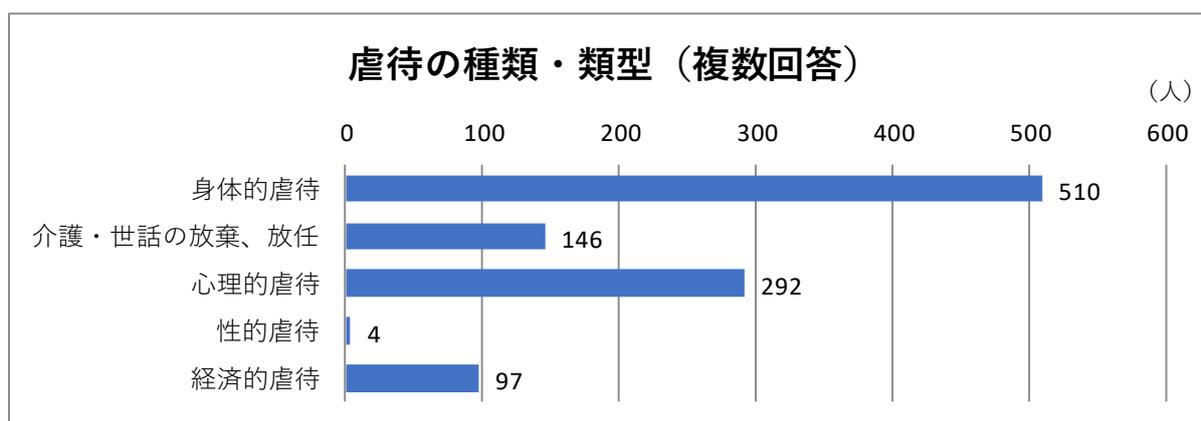
④ 事実確認調査の結果

虐待を受けた又は受けたと 思われたと判断した事例	虐待ではないと 判断した事例	虐待の判断に 至らなかった事例	合計
765 件	906 件	194 件	1,865 件
41.0%	48.6%	10.4%	100%



⑤ 虐待の種類・類型（複数回答）（虐待と判断した件数：765 件に占める割合）

身体的虐待	介護・世話の 放棄、放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
510 人	146 人	292 人	4 人	97 人
65.8%	18.8%	37.7%	0.5%	12.5%



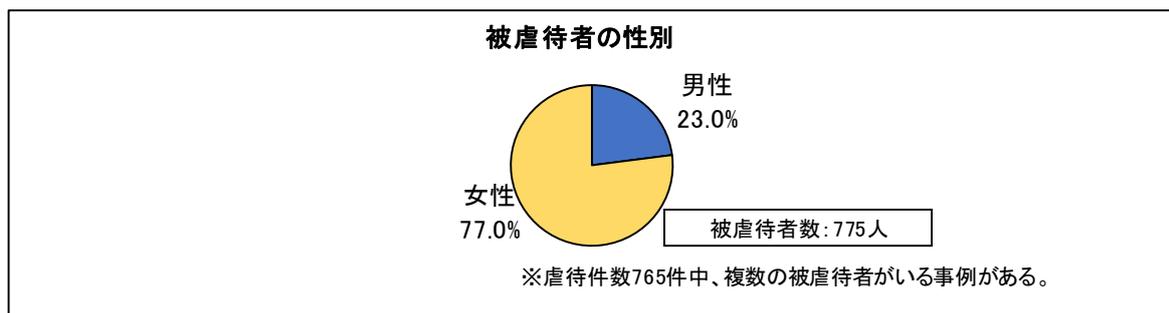
(2) 被虐待者の状況

被虐待者は女性が7割以上で、年齢は80代が5割近くを占めています。

また、約8割が要介護認定をうけており、当該認定者のうち認知症（認知症日常生活自立度Ⅱ～M）は約7割の方に認められます。

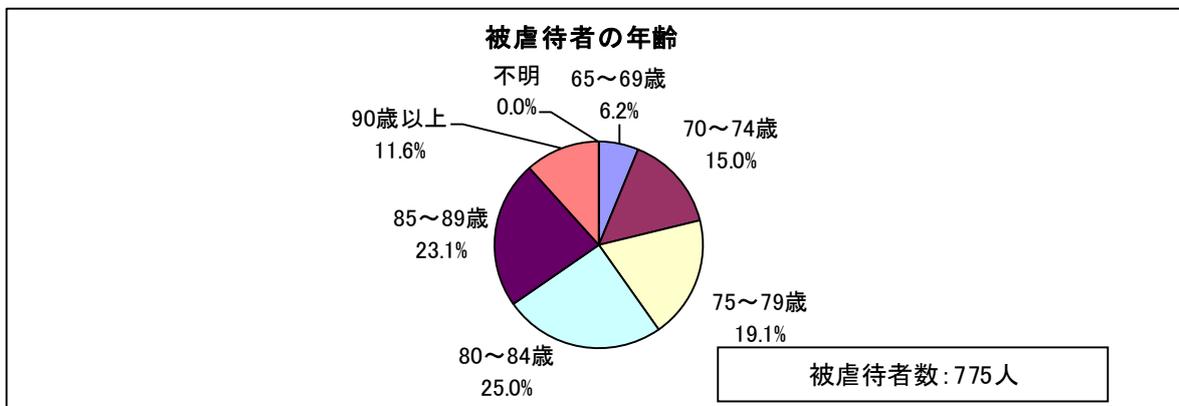
① 被虐待者の性別

男性	女性	合計
178 人	597 人	775 人
23.0%	77.0%	100%



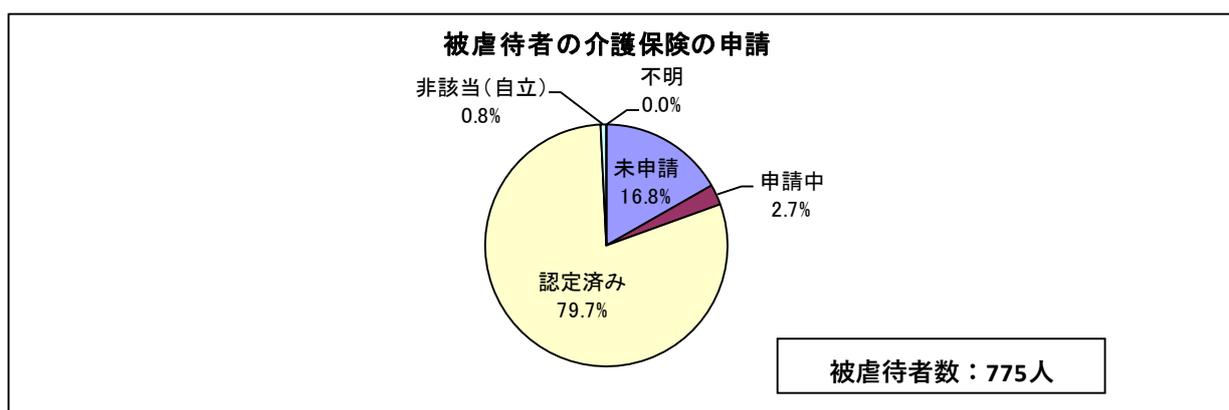
② 被虐待者の年齢

65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
48人	116人	148人	194人	179人	90人	0人	775人
6.2%	15.0%	19.1%	25.0%	23.1%	11.6%	0.0%	100%



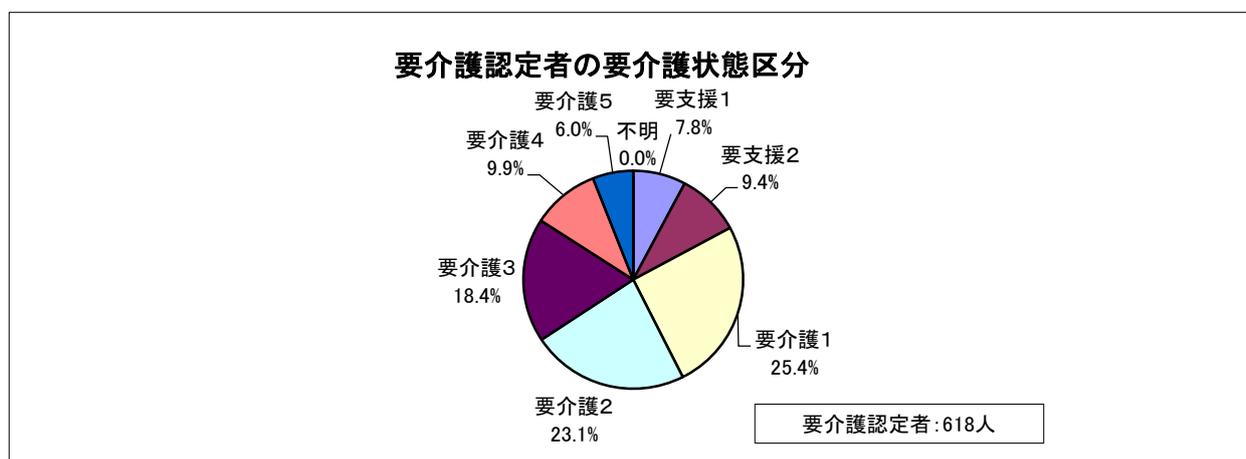
③ 被虐待者の介護保険の申請

未申請	申請中	認定済み	非該当(自立)	不明	合計
130人	21人	618人	6人	0人	775人
16.8%	2.7%	79.7%	0.8%	0.0%	100%



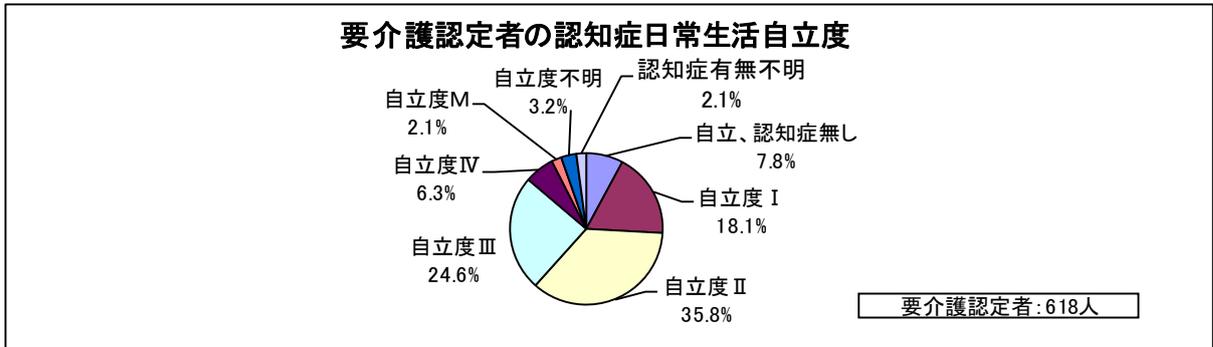
④ 要介護認定者の要介護状態区分

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	不明	合計
48人	58人	157人	143人	114人	61人	37人	0人	618人
7.8%	9.4%	25.4%	23.1%	18.4%	9.9%	6.0%	0.0%	100%



⑤ 要介護認定者の認知症日常生活自立度

自立、認知症なし	自立度Ⅰ	自立度Ⅱ	自立度Ⅲ	自立度Ⅳ	自立度M	自立度不明	認知症の有無不明	合計
48人	112人	221人	152人	39人	13人	20人	13人	618人
7.8%	18.1%	35.8%	24.6%	6.3%	2.1%	3.2%	2.1%	100%

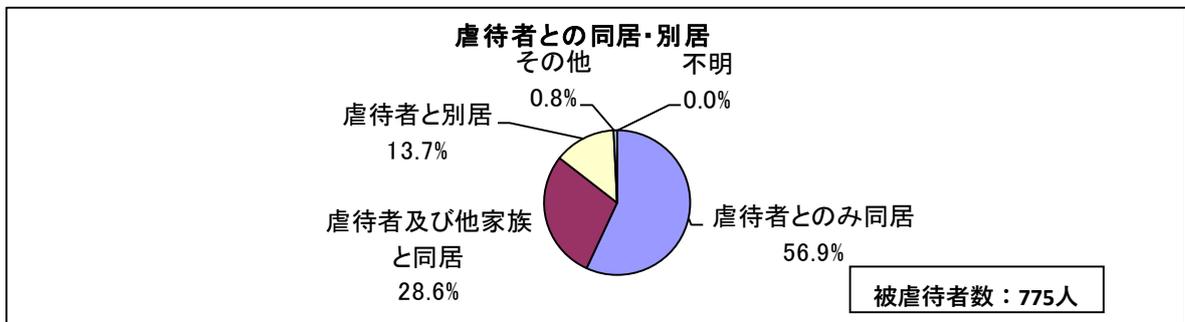


(3) 虐待者との関係

虐待が認められた事例のうち8割以上が虐待者と同居しており、世帯構成では子との同居が5割以上を占めます。虐待者の内訳をみると息子が3割以上と最も多く、次いで夫が2割以上となっています。虐待者の年齢は50代が最も多く、40代とあわせて約4割を占めています。

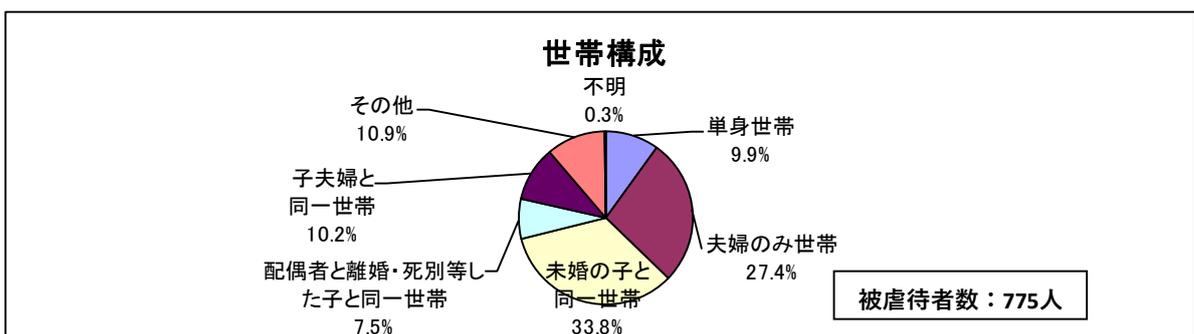
① 虐待者との同居・別居の状況

虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
441人	222人	106人	6件	0件	775人
56.9%	28.6%	13.7%	0.8%	0%	100%



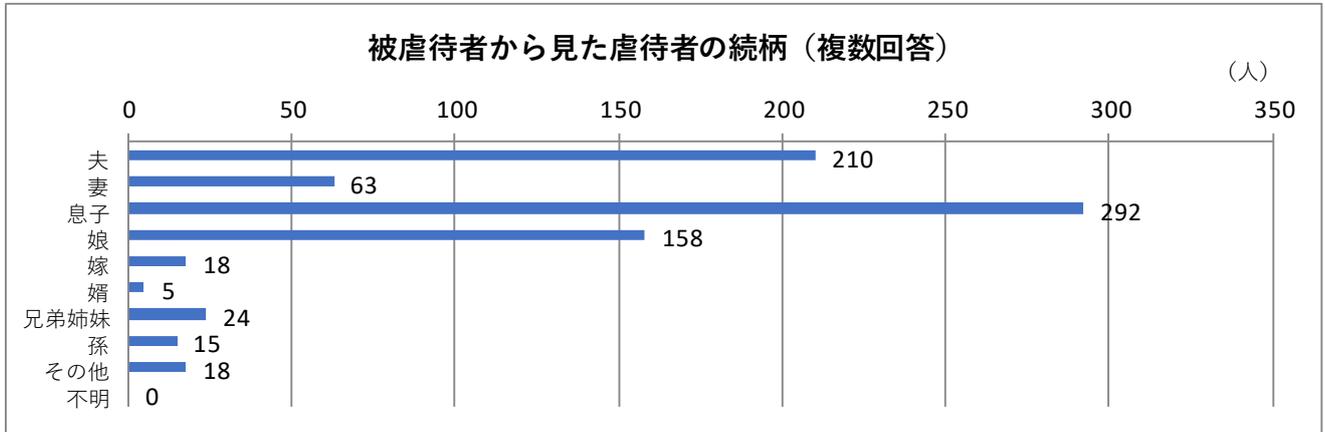
② 世帯構成

単身世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同一世帯	配偶者と離婚・死別等した子と同一世帯	子夫婦と同一世帯	その他	不明	合計
77人	212人	262人	58人	79人	85人	2人	775人
9.9%	27.4%	33.8%	7.5%	10.2%	10.9%	0.3%	100%



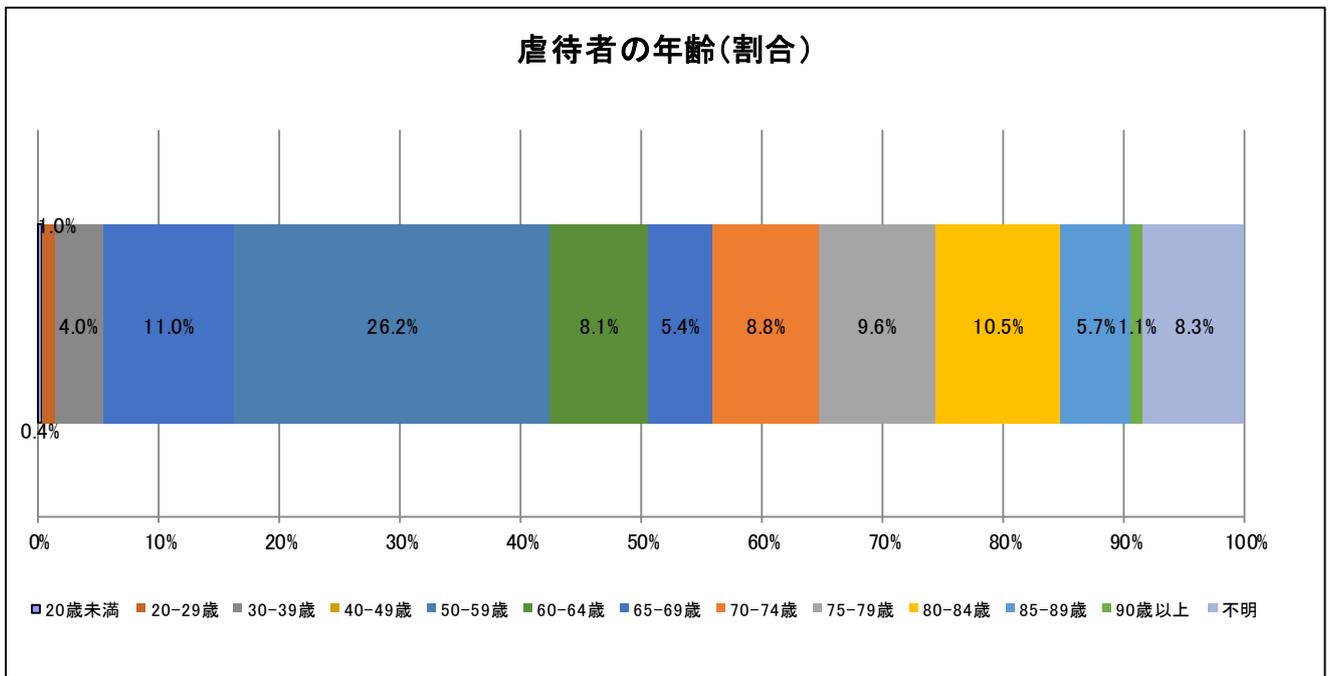
③ 被虐待者から見た虐待者の続柄（複数回答）

夫	妻	息子	娘	嫁	婿	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
210人	63人	292人	158人	18人	5人	24人	15人	18人	0人	803人
26.2%	7.8%	36.4%	19.7%	2.2%	0.6%	3.0%	1.9%	2.2%	0%	100%



④ 虐待者の年齢

20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90歳以上	不明	合計
3人	8人	32人	88人	210人	65人	43人	71人	77人	84人	46人	9人	67人	803人
0.4%	1.0%	4.0%	11.0%	26.2%	8.1%	5.4%	8.8%	9.6%	10.5%	5.7%	1.1%	8.5%	100%



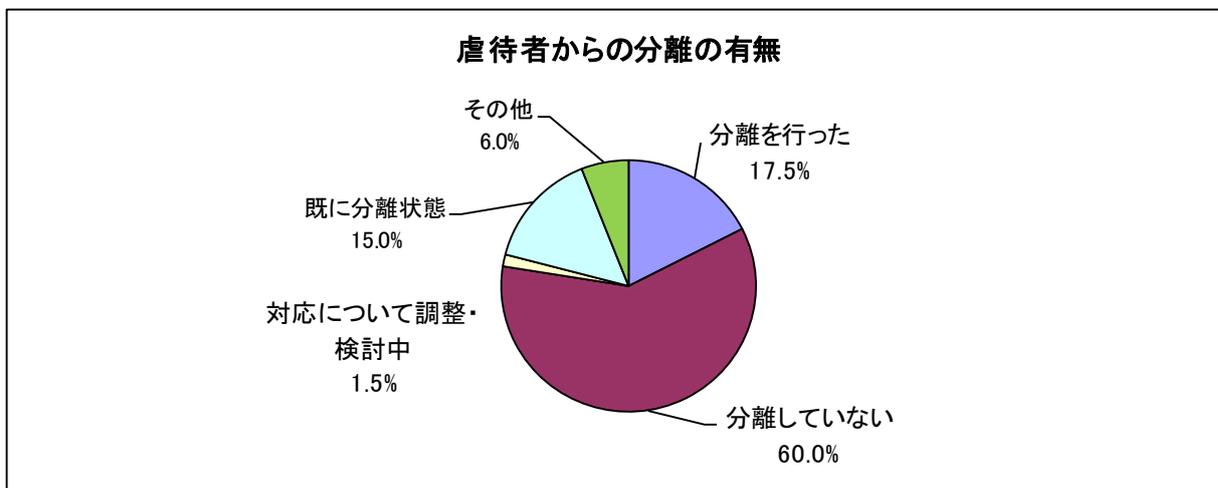
(4) 虐待への対応状況

対応は、分離した事例が2割近くあり、対応としては契約による介護保険サービスの利用による割合が多くなっています。一方、分離しなかった事例における対応は、養護者への助言・指導やケアプランの見直しの割合が多くなっています。

① 虐待者からの分離の有無

	人数	割合
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例	207人	17.5%
被虐待者と虐待者を分離していない事例	709人	60.0%
対応について検討・調整中の事例	18人	1.5%
虐待判断時点で既に分離状態の事例（別居、入院等）	177人	15.0%
その他	71人	6.0%
合計	1,182人	100.0%

※調査の対象となったすべての虐待判断事例における被虐待者について集計。



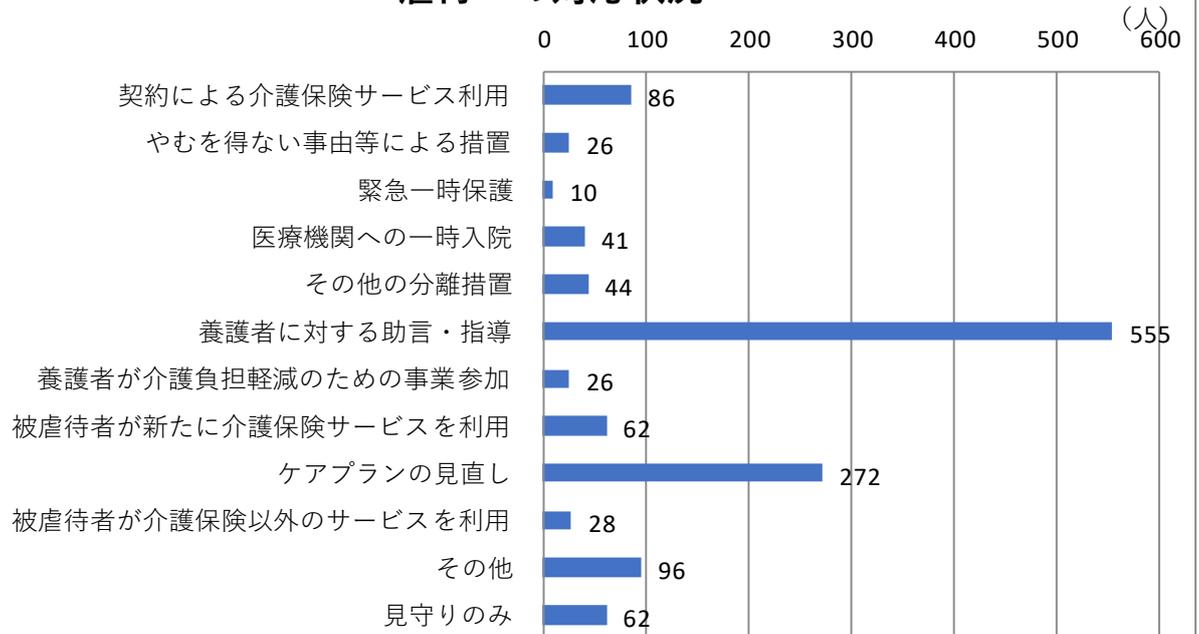
② 虐待者から分離を行った事例の対応（初動対応）（対応を行った件数：207人に占める割合）

契約による介護保険サービスの利用	やむを得ない事由等による措置	緊急一時保護	医療機関への一時入院	その他の分離措置	合計
86人	26人	10人	41人	44人	207人
41.5%	12.6%	4.8%	19.8%	21.3%	
うち、面会制限21人	うち、面会制限18人	うち、面会制限9人	うち、面会制限10人	うち、面会制限9人	うち、面会制限67人

③ 虐待者から分離していない事例の対応（複数回答）（分離していない件数：709人に占める割合）

養護者に対する助言・指導	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	ケアプランの見直し	被虐待者が介護保険以外のサービスを利用	その他	見守りのみ
555人	26人	62人	272人	28人	96人	62人
78.3%	3.7%	8.7%	38.4%	3.9%	13.5%	8.7%

虐待への対応状況



④ 権利擁護に関する対応

成年後見制度 利用開始済	成年後見制度 利用手続き中	日常生活自立 支援事業の利用
49人	45人	14人
(うち、市区町長申し立ての事例27人)		

⑤ 年度末日での状況

対応継続	終 結	合 計
556人	626人	1,182人
47.0%	53.0%	100%

3 市町における高齢者虐待防止・対応のための体制整備等に関する状況

虐待を行った養護者に対する相談・指導助言、住民への対応窓口となる部局の周知については実施割合が高い傾向にあります。市町による中核機関の立ち上げや関係機関との体制整備、施設等や施設従事者等による取組が十分に進んでいない傾向にあります。

高齢者虐待防止・対応体制整備状況	実施済 市町数	実施率 (%)
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（当該年度中の実施状況）	37	90.2
地域包括支援センター等の関係者へ高齢者虐待に関する研修	30	73.2
高齢者虐待について、講演会や市区町広報紙等による住民への啓発活動	24	58.5
居宅介護サービス事業者に法について周知	30	73.2
介護保険施設に法について周知	26	63.4
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	36	87.8
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	35	85.4
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	21	51.2
行政機関、法曹関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	22	53.7
成年後見制度の市区町長申立が円滑にできるように、役所・役場内の体制強化	40	97.6
地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	23	56.1
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	32	78.0
老人福祉法の規定による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	30	73.2
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	33	80.5
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	26	63.4
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	40	97.6
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	38	92.7
終結した虐待事案の事後検証について	20	48.8
養介護施設従事者等によるサービス利用者や家族、地域住民等へ高齢者虐待に係る周知	12	29.3
介護サービス相談員派遣事業等による施設事業所内、家庭内の介護サービス状況の確認	12	24.4
指導監督権限を有する施設・事業所へ高齢者虐待の未然防止、早期発見等に関する周知	23	56.1
指導監督権限を有する施設・事業所におけるリーダー養成研修等の開催	5	12.2
指導監督権限を有する施設事業所における虐待防止の取組状況の把握	17	41.5
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、対応フロー図等の活用	30	73.2
養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有	34	82.9
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、専門職等から支援を受けられる体制	25	61.0

4 令和元年度、2年度との比較

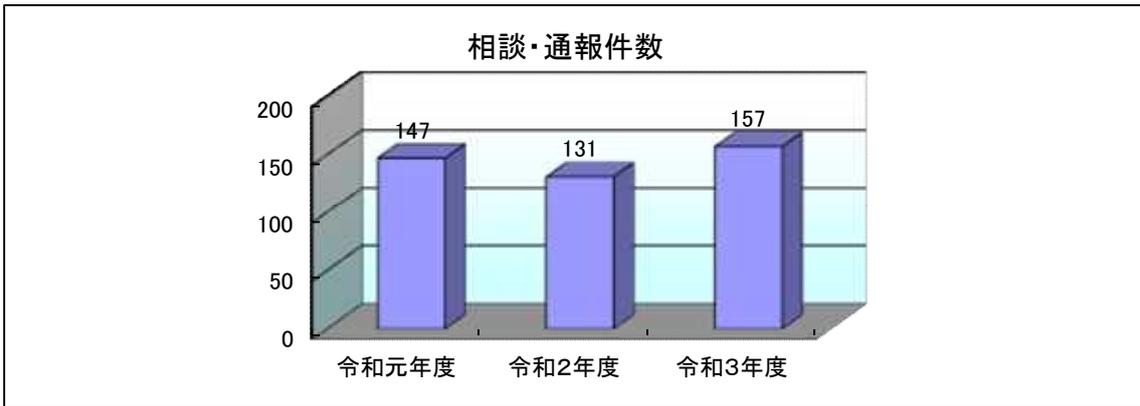
兵庫県内の高齢者虐待発生状況等について3年間の傾向を比較します。

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

市町への相談・通報件数は、昨年度より26件増加し、そのうち虐待が認められた件数については、昨年度から8件増加しました。

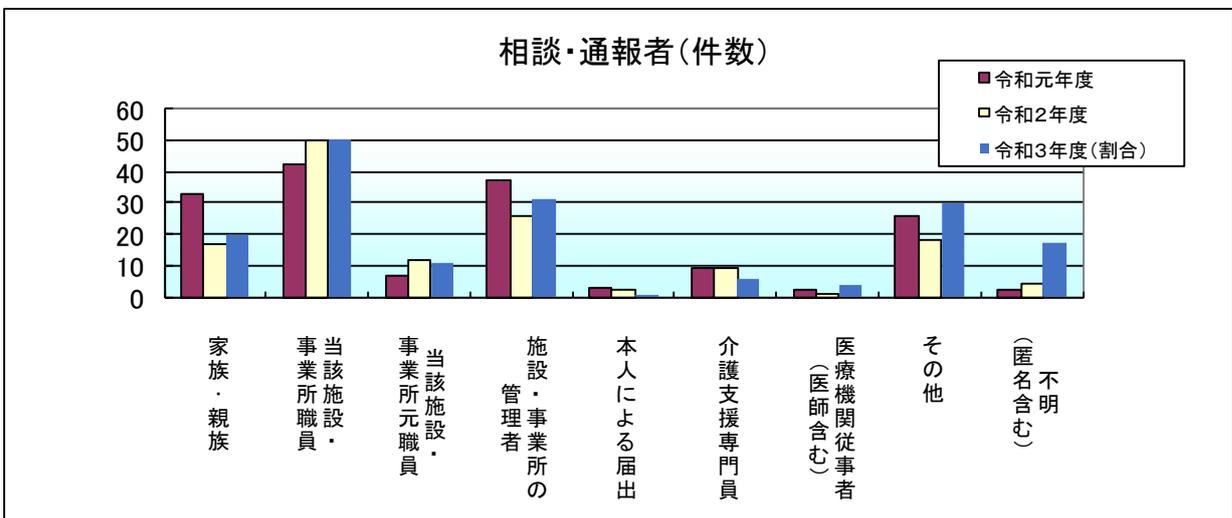
相談・通報者別では、当該施設・事業所職員及び施設・事業所の管理者からの相談・通報が多い傾向にあります。家族・親族からの相談・通報は、昨年度より3件増加しました。また、虐待事実が確認された養介護施設・事業所では、特別養護老人ホーム、訪問介護等、認知症グループホーム及び有料老人ホームが比較的高い割合です。

① 相談・通報件数



② 相談・通報者（複数回答）

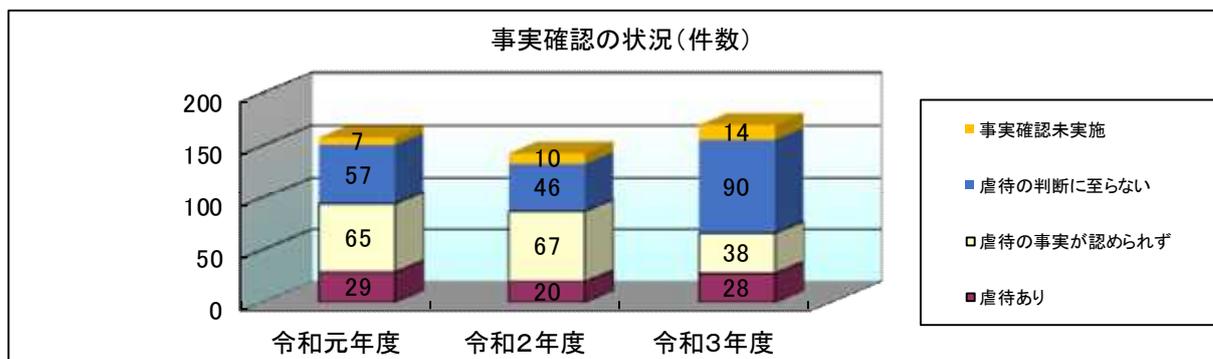
	令和元年度 (割合)	令和2年度 (割合)	令和3年度 (割合)
家族・親族	33件 (20.5%)	17件 (12.2%)	20件 (11.8%)
当該施設・事業所職員	42件 (26.1%)	50件 (36.0%)	50件 (29.4%)
当該施設・事業所元職員	7件 (4.3%)	12件 (8.6%)	11件 (6.5%)
施設・事業所の管理者	37件 (23.0%)	26件 (18.7%)	31件 (18.2%)
本人による届出	3件 (1.9%)	2件 (1.4%)	1件 (0.6%)
介護支援専門員	9件 (5.6%)	9件 (6.5%)	6件 (3.5%)
医療機関従事者 (医師含む)	2件 (1.2%)	1件 (0.7%)	4件 (2.4%)
その他	26件 (16.2%)	18件 (12.9%)	30件 (7.6%)
不明 (匿名含む)	2件 (1.2%)	4件 (2.9%)	17件 (10.0%)



③ 事実確認の状況

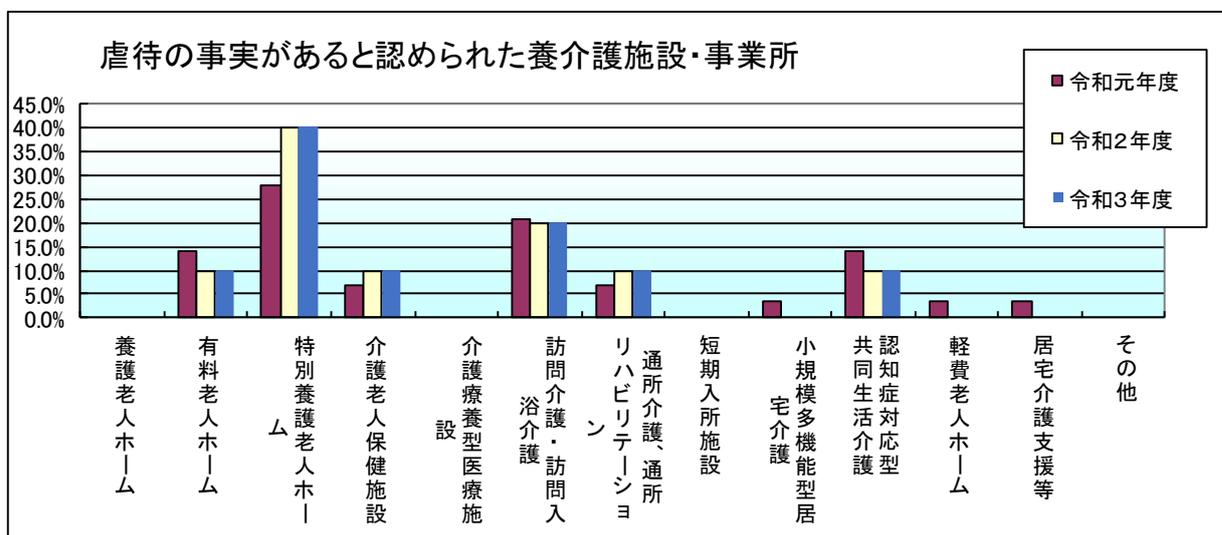
	令和元年度（割合）	令和2年度（割合）	令和3年度（割合）
虐待あり	29件（18.4%）	20件（14.0%）	28件（16.5%）
虐待の事実が認められず	65件（41.1%）	67件（46.9%）	38件（22.4%）
虐待の判断に至らない	57件（36.1%）	46件（32.2%）	90件（52.9%）
事実確認未実施	7件（4.4%）	10件（7.0%）	14件（8.2%）

※年度内に通報等を受理した事例及び年度以前に通報等を受理し、事実確認が当該年度となった事例について集計



④ 虐待の事実が認められた養介護施設・事業所

	令和元年度（割合）	令和2年度（割合）	令和3年度（割合）
養護老人ホーム	0件（0%）	0件（0%）	0件（0.0%）
有料老人ホーム	4件（13.7%）	2件（10.0%）	2件（7.1%）
特別養護老人ホーム	8件（27.6%）	8件（40.0%）	14件（50.0%）
介護老人保健施設	2件（6.9%）	2件（10.0%）	2件（7.1%）
介護療養型医療施設	0件（0%）	0件（0%）	0件（0.0%）
訪問介護等	6件（20.7%）	4件（20.0%）	4件（14.3%）
通所介護等	2件（6.9%）	2件（10.0%）	0件（0.0%）
短期入所施設	0件（0%）	0件（0%）	1件（3.6%）
小規模多機能型居宅介護	1件（3.4%）	0件（0%）	0件（0%）
認知症対応型共同生活介護	4件（13.8%）	2件（10.0%）	5件（17.9%）
軽費老人ホーム	1件（3.4%）	0件（0%）	0件（0%）
居宅介護支援等	1件（3.4%）	0件（0%）	0件（0%）
その他	0件（0%）	0件（0%）	0件（0%）

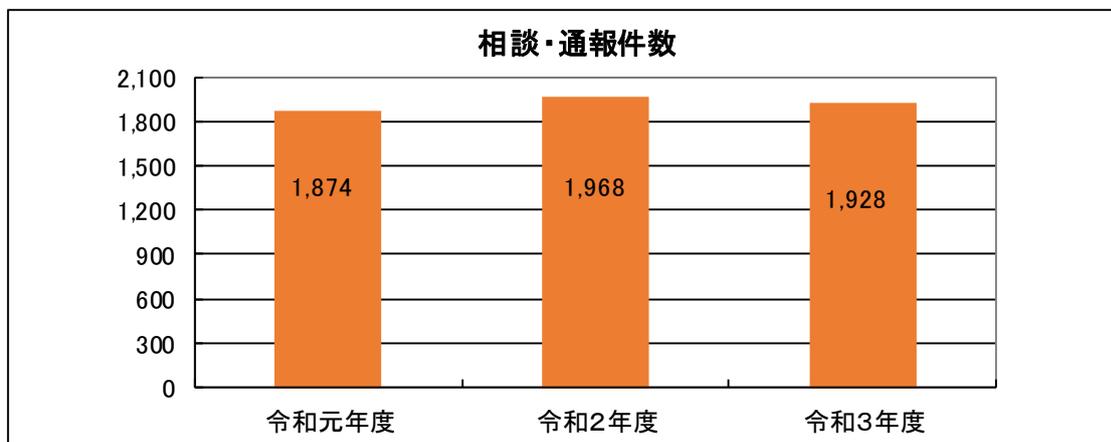


(2) 養護者による高齢者虐待

① 相談・通報件数

相談・通報件数は、1,928件で昨年度より40件減少しました。

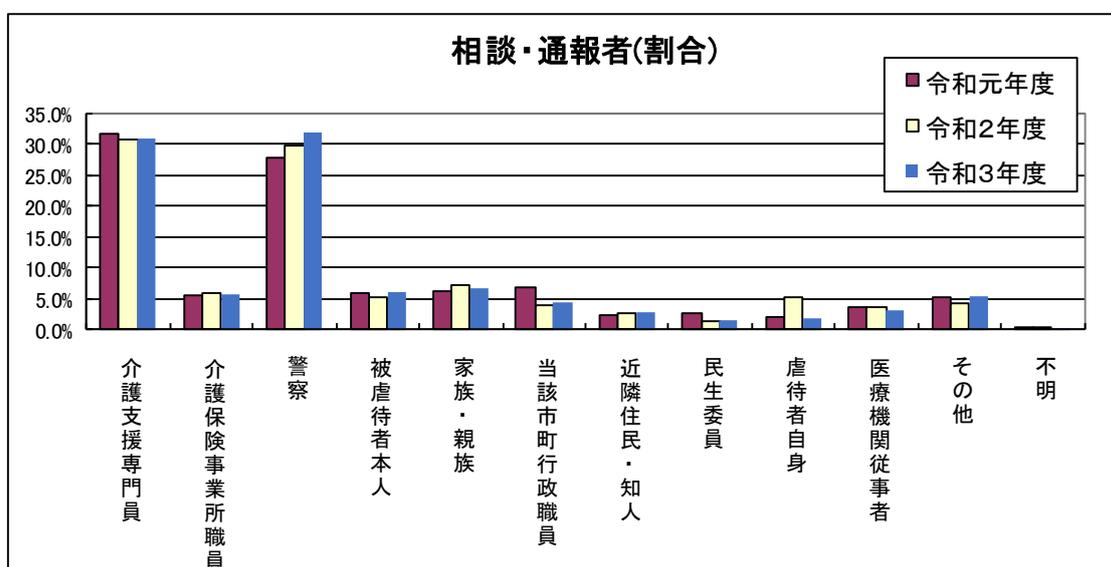
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談・通報件数	1,874	1,968	1,928



② 相談・通報者（複数回答）

介護支援専門員や警察からの相談・通報が最も多い割合で推移しています。

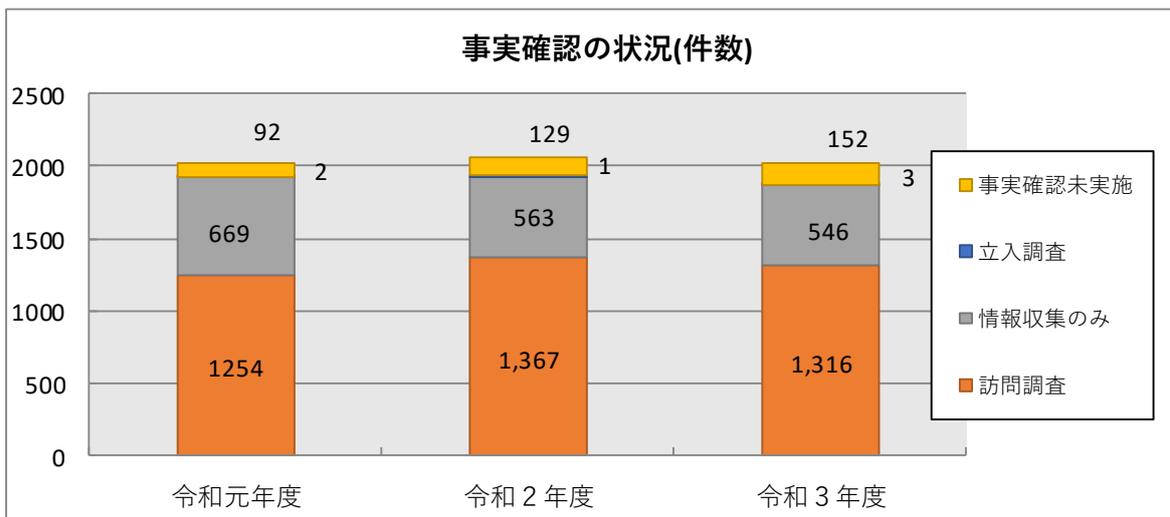
	令和元年度 (割合)	令和2年度 (割合)	令和3年度 (割合)
介護支援専門員	648人 (31.9%)	660人 (31.8%)	620人 (30.8%)
介護保険事業所職員	115人 (5.7%)	128人 (6.2%)	114人 (5.7%)
警察	568人 (28.0%)	640人 (30.9%)	644人 (32.0%)
被虐待者本人	117人 (5.8%)	112人 (5.4%)	122人 (6.1%)
家族・親族	124人 (6.1%)	157人 (7.6%)	132人 (6.6%)
当該市町行政職員	136人 (6.7%)	87人 (4.2%)	86人 (4.3%)
近隣住民・知人	46人 (2.3%)	58人 (2.8%)	54人 (2.7%)
民生委員	55人 (2.7%)	29人 (1.4%)	28人 (1.4%)
虐待者自身	40人 (2.0%)	112人 (5.4%)	36人 (1.8%)
医療機関従事者	71人 (3.5%)	76人 (3.7%)	65人 (3.2%)
その他	109人 (5.4%)	89人 (4.3%)	109人 (5.4%)
不明	1人 (0.0%)	2人 (0.1%)	1人 (0.1%)



③ 事実確認の状況

相談・通報により把握した事例の事実確認は、関係者からの情報収集が昨年度より減少し、訪問調査を行った事例は、昨年度から51件減少しました。

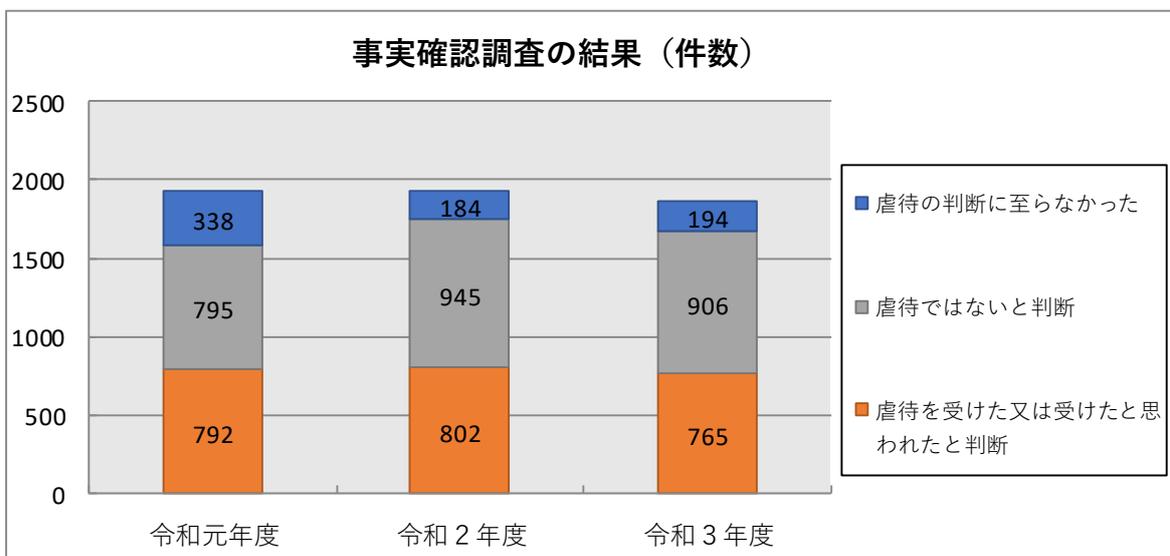
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
訪問調査を行った事例	1,254件	1,367件	1,316件
関係者からの情報収集のみの事例	669件	563件	546件
立入調査により調査を行った事例	2件	1件	3件
事実確認を行っていない事例	92件	129件	152件



④ 事実確認調査の結果

事実確認を行った事例について、虐待であると判断した事例は昨年度と比較して減少しています。

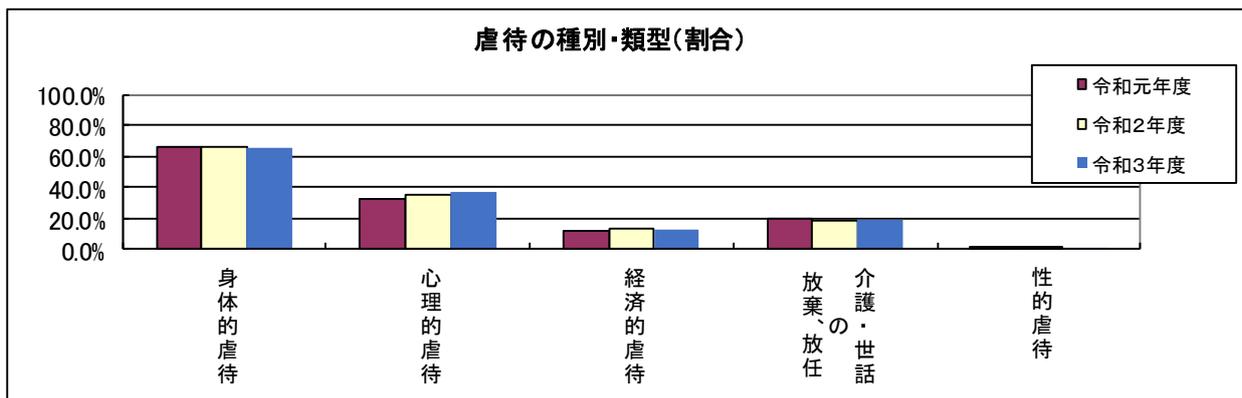
	令和元年度 (割合)	令和2年度 (割合)	令和3年度 (割合)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断	792件 (41.1%)	802件 (41.5%)	765件 (41.0%)
虐待ではないと判断	795件 (41.3%)	945件 (48.9%)	906件 (48.6%)
虐待の判断に至らなかった	338件 (17.6%)	184件 (9.5%)	194件 (10.4%)



⑤ 虐待の種別・類型（複数回答）

従来から身体的虐待、心理的虐待の占める割合が高くなっています。

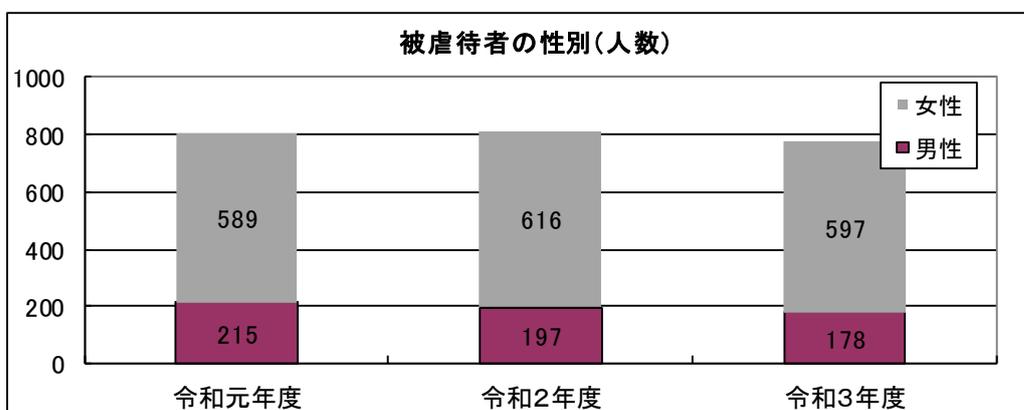
	令和元年度（割合）	令和2年度（割合）	令和3年度（割合）
身体的虐待	534人（66.4%）	539人（66.3%）	510人（65.8%）
心理的虐待	261人（32.5%）	290人（35.7%）	292人（37.7%）
経済的虐待	101人（12.6%）	103人（12.7%）	97人（12.5%）
介護・世話の放棄、放任	158人（19.7%）	152人（18.7%）	146人（18.8%）
性的虐待	2人（0.2%）	5人（0.6%）	4人（0.5%）



⑥ 被虐待者の性別

被虐待者の性別については、従来から女性が多く、7割以上を占めています。

	令和元年度（割合）	令和2年度（割合）	令和3年度（割合）
男性	215人（26.7%）	197人（24.2%）	178人（23.0%）
女性	589人（73.3%）	616人（75.8%）	597人（77.0%）



⑦ 被虐待者の年齢

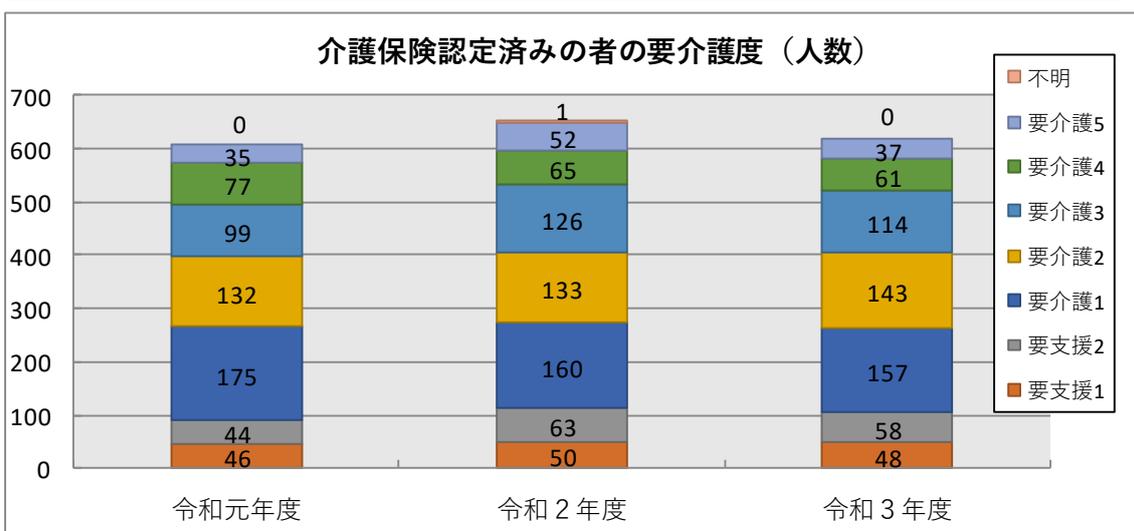
被虐待者の年齢別では、75歳～89歳の世代で、割合が高い傾向が続いています。

	令和元年度（割合）	令和2年度（割合）	令和3年度（割合）
65～69歳	60人（7.5%）	51人（6.3%）	48人（6.2%）
70～74歳	101人（12.6%）	103人（12.7%）	116人（15.0%）
75～79歳	160人（19.9%）	161人（19.8%）	148人（19.1%）
80～84歳	187人（23.3%）	208人（25.6%）	194人（25.0%）
85～89歳	181人（22.5%）	186人（22.9%）	179人（23.1%）
90歳以上	115人（14.3%）	101人（12.4%）	90人（11.6%）
不明	0人（0.0%）	3人（0.4%）	0人（0.0%）

⑧ 要介護認定者の要介護状態区分

被虐待者の要介護認定別では、要介護1～要介護3が高い割合で推移しています。

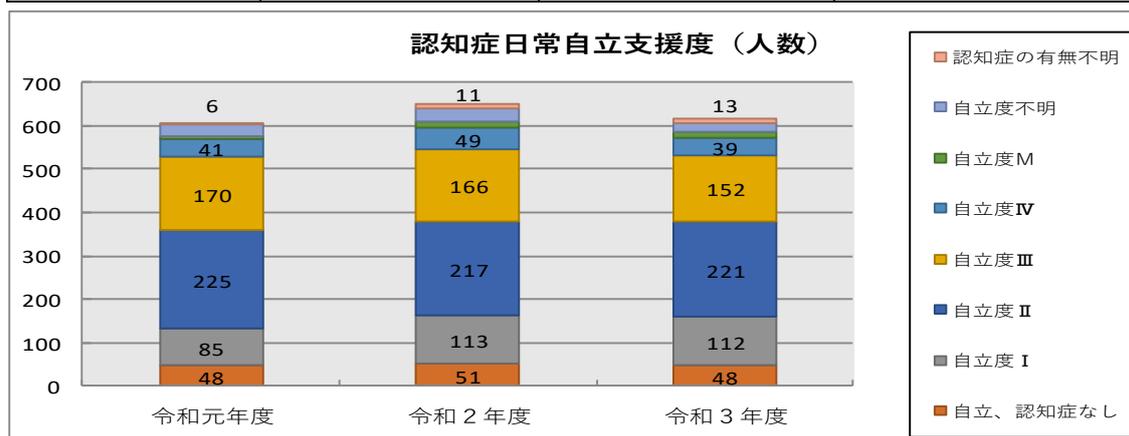
	令和元年度 (割合)	令和2年度 (割合)	令和3年度 (割合)
要支援1	46人 (7.6%)	50人 (7.7%)	48人 (7.8%)
要支援2	44人 (7.2%)	63人 (9.7%)	58人 (9.4%)
要介護1	175人 (28.8%)	160人 (24.6%)	157人 (25.4%)
要介護2	132人 (21.7%)	133人 (20.5%)	143人 (23.1%)
要介護3	99人 (16.3%)	126人 (19.4%)	114人 (18.4%)
要介護4	77人 (12.7%)	65人 (10.0%)	61人 (9.9%)
要介護5	35人 (5.8%)	52人 (8.0%)	37人 (6.0%)
不明	0人 (0.0%)	1人 (0.2%)	0人 (0.0%)



⑨ 要介護認定者の認知症日常生活自立度

要介護認定者の認知症日常生活自立度では、自立度Ⅱの割合が最も高く、次いで自立度Ⅲ、自立度Ⅰの占める割合が高い傾向が続いています。

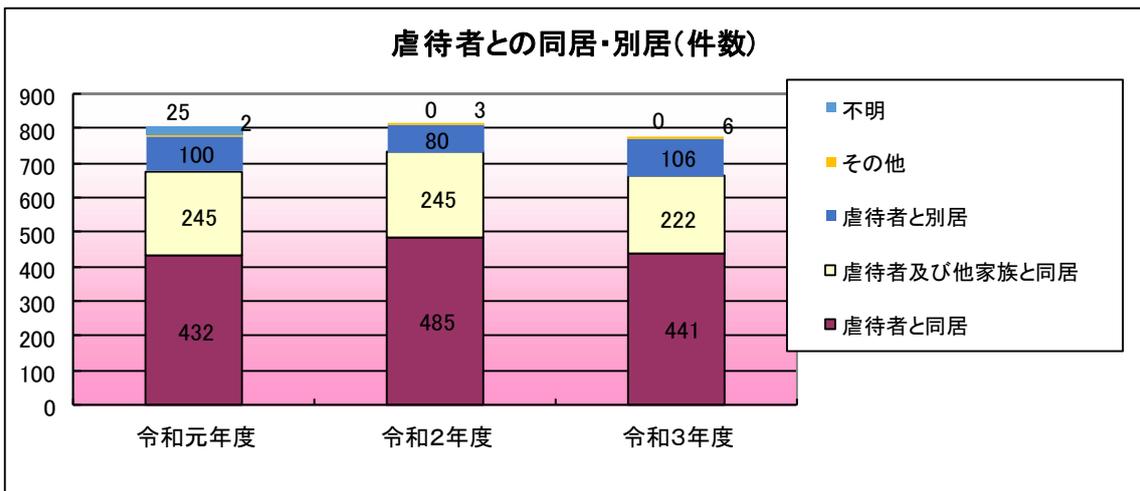
	令和元年度 (割合)	令和2年度 (割合)	令和3年度 (割合)
自立、認知症なし	48人 (7.9%)	51人 (7.8%)	48人 (7.8%)
自立度Ⅰ	85人 (14.0%)	113人 (17.4%)	112人 (18.1%)
自立度Ⅱ	225人 (37.0%)	217人 (33.4%)	221人 (35.8%)
自立度Ⅲ	170人 (28.0%)	166人 (25.5%)	152人 (24.6%)
自立度Ⅳ	41人 (6.7%)	49人 (7.5%)	39人 (6.3%)
自立度Ⅴ	8人 (1.3%)	15人 (2.3%)	13人 (2.1%)
自立度不明	25人 (4.1%)	28人 (4.3%)	20人 (3.2%)
認知症の有無不明	5人 (1.0%)	11人 (1.7%)	13人 (2.1%)



⑩ 虐待者との同居・別居の状況

虐待者との同居・別居の状況では、虐待者と同居しているケースが8割以上を占めます。

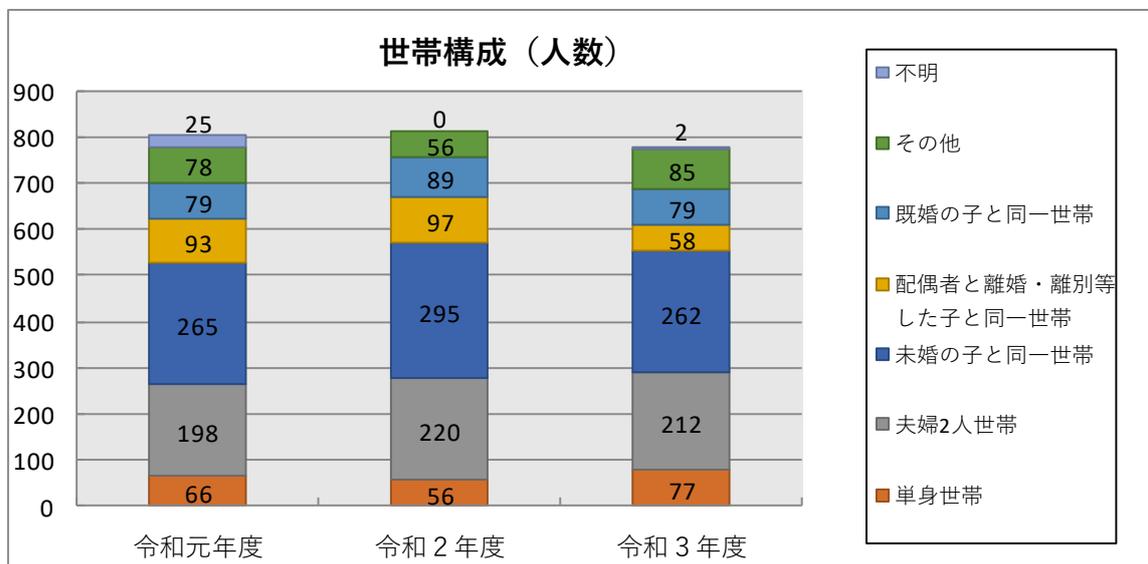
	令和元年度（割合）	令和2年度（割合）	令和3年度（割合）
虐待者と同居	432件（53.7%）	485件（59.7%）	441件（56.9%）
虐待者及び他家族と同居	245件（30.5%）	245件（30.1%）	222件（28.6%）
虐待者と別居	100件（12.4%）	80件（9.8%）	106件（13.7%）
その他	2件（0.2%）	3件（0.4%）	6件（0.8%）
不明	25件（3.1%）	0件（0.0%）	0件（0.0%）



⑪ 世帯構成

未婚の子と同一世帯での虐待が最も多く、次いで夫婦二世帯での虐待が多くなっています。

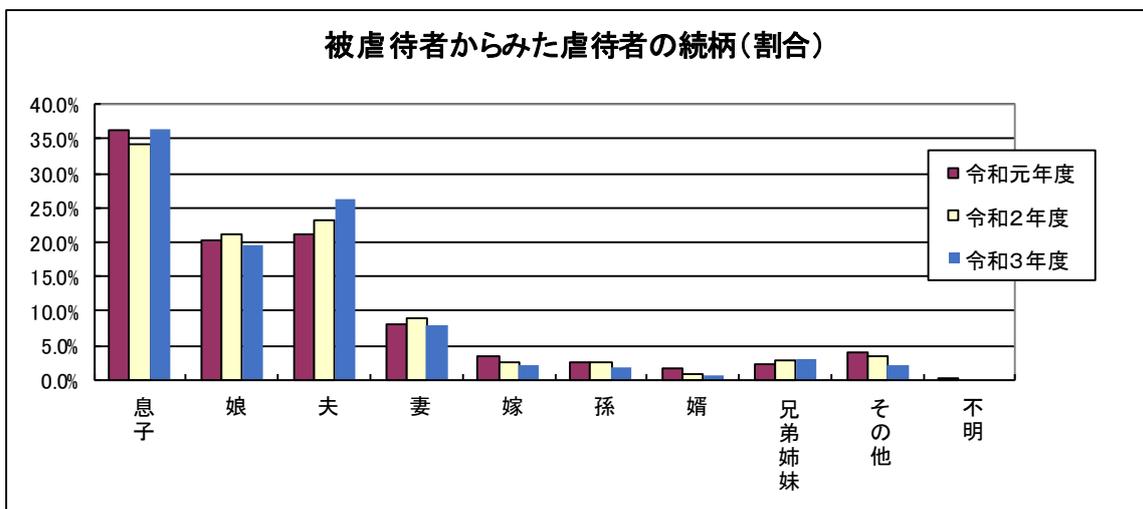
	令和元年度（割合）	令和2年度（割合）	令和3年度（割合）
単身世帯	66人（8.2%）	56人（6.9%）	77人（9.9%）
夫婦二世帯	198人（24.6%）	220人（27.1%）	212人（27.4%）
未婚の子と同一世帯	265人（33.0%）	295人（36.3%）	262人（33.8%）
配偶者と離婚・離別した子と同一世帯	93人（11.6%）	97人（11.9%）	58人（7.5%）
既婚の子と同一世帯	79人（9.8%）	89人（10.9%）	79人（10.2%）
その他	78人（9.7%）	56人（6.9%）	85人（11.0%）
不明	25人（3.1%）	0人（0.0%）	2人（0.3%）



⑫ 被虐待者から見た虐待者の続柄

従来から息子が虐待者である割合が最も高く、次いで夫、娘の割合が高い傾向にあります。

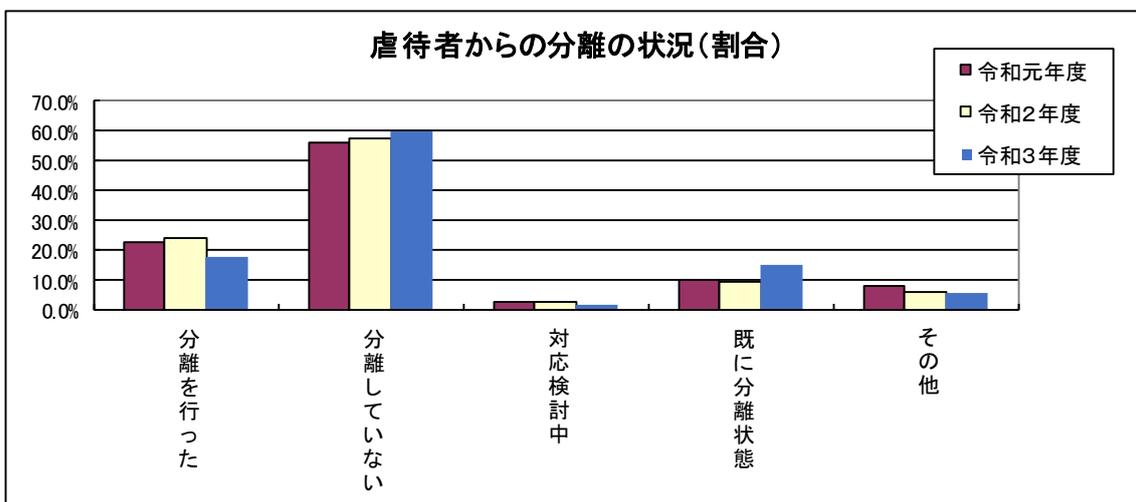
	令和元年度 (割合)	令和2年度 (割合)	令和3年度 (割合)
息子	305人 (36.3%)	290人 (34.3%)	292人 (36.4%)
娘	170人 (20.2%)	179人 (21.2%)	158人 (19.7%)
夫	179人 (21.3%)	196人 (23.2%)	210人 (26.2%)
妻	69人 (8.2%)	76人 (9.0%)	63人 (7.8%)
嫁	29人 (3.4%)	22人 (2.6%)	18人 (2.2%)
孫	21人 (2.5%)	22人 (2.6%)	15人 (1.9%)
婿	14人 (1.7%)	8人 (0.9%)	5人 (0.6%)
兄弟姉妹	20人 (2.4%)	23人 (2.7%)	24人 (3.0%)
その他	33人 (3.9%)	30人 (3.5%)	18人 (2.2%)
不明	1人 (0.1%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)



⑬ 虐待者からの分離の有無

虐待者からの分離の有無では、分離をしていないケースが5割以上を占めます。

	令和元年度 (割合)	令和2年度 (割合)	令和3年度 (割合)
分離を行った	282人 (22.8%)	296人 (24.4%)	207人 (17.5%)
分離していない	694人 (56.1%)	699人 (57.6%)	709人 (60.0%)
対応検討中	31人 (2.5%)	34人 (2.8%)	18人 (1.5%)
既に分離状態	126人 (10.2%)	114人 (9.4%)	177人 (15.0%)
その他	104人 (8.4%)	70人 (5.8%)	71人 (6.0%)



(3) 市町における高齢者虐待防止・対応のための体制整備等に関する状況

過去2年と比較して、各項目の実施率に大きな変化はありません。市町による中枢機関の立ち上げや関係機関との体制整備、施設等や施設従事者等による取組が十分に進んでいない傾向にあります。

	令和元年度末 (実施率)	令和2年度末 (実施率)	令和3年度末 (実施率)
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（当該年度中）	39 (95.1%)	39 (95.1%)	37 (90.2%)
地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	29 (70.7%)	29 (70.7%)	30 (73.2%)
高齢者虐待について、講演会や市町村広報紙等による、住民への啓発活動	28 (68.3%)	30 (73.2%)	24 (58.5%)
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	38 (92.7%)	38 (92.7%)	40 (97.6%)
居宅介護サービス事業者に法について周知	33 (80.5%)	30 (73.2%)	30 (73.2%)
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	33 (80.5%)	32 (78.0%)	32 (78.0%)
介護保険施設に法について周知	30 (73.2%)	27 (65.9%)	26 (63.4%)
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	37 (90.2%)	36 (87.8%)	36 (87.8%)
老人福祉法の規定による措置をとるために必要な居宅確保のための関係機関との調整	31 (75.6%)	31 (75.6%)	30 (73.2%)
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	37 (90.2%)	35 (85.4%)	35 (85.4%)
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	24 (58.5%)	22 (53.7%)	22 (53.7%)
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	23 (56.1%)	21 (51.2%)	21 (51.2%)
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	39 (95.1%)	40 (97.6%)	40 (97.6%)
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	38 (92.7%)	39 (95.1%)	38 (92.7%)
地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	18 (43.9%)	20 (48.8%)	23 (56.1%)
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	32 (78.0%)	31 (75.6%)	33 (80.5%)
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	27 (65.9%)	26 (63.4%)	26 (63.4%)
終結した虐待事案の検証について	—	19 (46.3%)	20 (48.8%)

養介護施設従事者等によるサービス利用者や家族、地域住民等への周知	—	—	12 (29.3%)
介護サービス相談員派遣事業等による施設事業所内、家庭内の介護サービス状況の確認	—	—	10 (24.4%)
指導監督権限を有する施設・事業所への高齢者虐待の未然防止、早期発見等に関する周知	—	—	23 (56.1%)
指導監督権限を有する施設・事業所におけるリーダー養成研修等の開催	—	—	5 (12.2%)
指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握	—	—	17 (41.5%)
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、対応フロー図等の活用	—	—	30 (73.2%)
養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有	—	—	34 (82.9%)
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、専門職等から支援を受けられる体制	—	—	25 (61.0%)